

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	道路・河川管理課
委託業務名	大津市道路台帳システム機能追加保守業務
委託業務場所	—
概要	「大津市道路台帳システム機能追加」を構成するソフトウェアの保守を行い、当該システムの正常な稼働を保証し、効率的な運用を図る業務。
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
契約金額	781,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市梅林一丁目 3 番 10 号 [名称] 株式会社 パスコ 滋賀支店
契約相手方の選定理由	当該業者は、道路台帳システム機能追加を開発しており、システム保守等を行える唯一の業者であることから、上記業者を選定する。
	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。